

『実躬卿記』自筆本の伝来・構成に関する一考察

菊地大樹

はじめに

鎌倉時代後期の公家三条実躬の日記は、『実躬卿記』として現在に伝えられている。その時期は、弘安六（一二八三）年正月に始まり、現在知られる限り、出家後の文保二（一一三二）年三月ごろまで日記を記していた可能性があるが、まとまって伝えられているのは徳治二（一一三〇）年九月までである。自筆本については、現在主に前田育徳会尊経閣文庫および武田科学振興財団杏雨書屋によって所蔵されている^①。

筆者は、大日本古記録『実躬卿記』の編纂を担当し、自筆本および諸写本についての諸本調査を引継ぎ、進めてきた。これらの作業については、別途総合的な検討が必要であるが、一方で編纂開始後、あらたな自筆本・自筆本断簡も知られるようになった。いうまでもなく、大日本古記録は自筆本その他の良質な底本によって、できる限り古記録の原態を復元することを史料学的課題の一つとしている。古記録学一般についても、近年内容・機能・形態といった様々な角度からの再構築への試みが見られ^②、その中で自筆本の研究についても新たな段階を迎えつつあるように思われる^③。

本稿では、一九九五年度に東京大学史料編纂所で購入した自筆本及び自筆本断簡を紹介することをひとつの目標としているが、その際には上記の動向を踏まえるべきであろうし、また『実躬卿記』自筆本全体の構成・伝

来についてもある程度明らかにしておく必要がある。このことについては、いまだ編纂途上の段階にあつて、自筆本の全体像をうんぬんすることは困難であり、また性急であるとの批判もあろう。しかし一方で、今江広道氏の研究を除き^④、『実躬卿記』自筆本についてはほとんど研究が進んでいない。

本稿では以上のような問題意識から、『実躬卿記』自筆本の研究を進めてゆく上で一つのきっかけとして、近世の段階での自筆本の残存状況・伝来や整理について注目してみたい。このような点に関する史料は、古代・中世の古記録を考える際に、必ずしも十全に検索・活用されてこなかったように思う。しかし、そこには自筆本の伝来・原構成等を考える上で有益な情報も多い。そこで本稿では、これらの史料の古記録研究への活用法について模索することを志しつつ、上記の作業をすすめてゆきたい。

第一章 三条西家の蔵書修復と『実躬卿記』の「発見」

『実躬卿記』は、一部の別記などを除き近世中期までほとんど流布していなかったと考えられる^⑤。そのような状況にあつて、自筆本のかんりの部分分散することなく子孫に受け継がれたのは幸いであつたが、このころ『実躬卿記』自筆本は、実躬の直系の子孫である正親町三条家ではなく、

分家である三条西家にあった。

この間の経緯を知る上で、「三条西蔵書再興始末記」は有益である。⁷⁾よく知られているように、加賀藩五代藩主前田綱紀は文化事業に熱心であったが、綱紀の多岐にわたる探訪先のひとつが三条西家であった。綱紀と三条西家の関係は、元禄年間、三条西実教に綱紀が蔵書の修復を打診する形で始まり、やがて実教没後の宝永年間に本格化する。この事業は、三条西家文庫の修復にまで及び、また実教男三条西公福と綱紀養女寿君の婚姻により、両家の関係は深まっていった。⁸⁾当時の典籍修復の経緯については、『松雲公採集遺編類纂』によっても知ることができ、特に三条西家との交渉については、『書札類稿』の一部である「三条西蔵書再興始末記」にまとめられている。ここには、『実躬卿記』の伝来や構成等を知る上で重要な記事が多く見えるので、以下に関連する内容を紹介しておく。⁹⁾¹⁰⁾

前田家と三条西家の交渉は、前述のように元禄一五(一七〇二)年ごろより始まった。当初三条西家では、家記は閲覧させないこと、その他の典籍も原本の貸出はできないなどとする立場をとっていたが(一一九オ)、交渉の進展に伴い、相互の協力関係は密接となっていたようである。

このような状況の中、宝永元(一七〇四)年になると、『実躬卿記』に関する記事が頻出するようになる。これより以前、三条西側では「何記共難知御書物」のうち数巻を前田側に預けていたが、前田側で簡単な調査を行った結果、これは『実躬卿記』自筆本であることが判明する。そこで、国許へ持ちかえり、修補かたがた写本等と比較検討したいことが三条西側に伝えられ(一一一六ニウ)、了承された(一一一七ニウ)。この時点で、『実躬卿記』自筆本が三条西家にあったこと、家記であるにもかかわらず忘れ去られ、誰の日記であるかも定かでない状態であったことがわかる。このころ三条西家では、先祖である実躬本人についてもほとんど忘れられていたようで、系譜に関わる『実躬卿記』(嘉元四年一〇月一四日条)か

らの抜書などを示しつつ、三条西家との系譜関係や官途についての調査結果を、綱紀から教示している(一一一八一オ)。

一方修補については、破損がひどく、修補・検討が進むにつれて合巻その他により巻数の増減がありえることなども告げられたが、この時点では五五巻であったという(一一一九一ウ)。おそらくこのときまでに、残りの自筆本の大半を前田側に託していたのであろう。翌宝永二年には他の典籍と一緒に、記録二九括・切一包・包紙一括が届けられる。前田側ではこれも『実躬卿記』と判断し、他の自筆本と一括して扱い、来春より修補を行うことを伝えて(一一二二オ)、他にも類巻があれば来春までに届けるよう重ねて要請している(一一六二オ)。

そして、宝永四(一七〇七)年六月には『実躬卿記』自筆本の一応の修補が完成したと見え、目録を副えていったん三条西側へ返却された。ところがこのときの記事には、巻数も多く、破損や錯簡等も多いため、もう一度部分的にでも前田側で借り受け、さらに修補・検討を加えたいことが記されている。おそらく最初の借用の段階では、各巻の年次比定などの内容検討が中心となっており、破損や断簡・錯簡等に対する本格的な修補は後日に持ち越されたのではなからうか。

また前田側では、「一時之記」(部分または別記等を指すか)は少々所持しているが、『実躬卿記』の目録は一円になく、別本との比較が困難であったという(一一八八ウ)。この時期『実躬卿記』がほとんど流布していなかった状況を伺わせる。

ところで、この時に副えられた目録写がこれに続いて筆録されているのは興味深い(一一九二オ)。この目録は、未修補・未検討の巻を含みつつ、『実躬卿記』自筆本の各巻の構成および紙数が記されており、綱紀によって修補を施された当時の状態を克明に伝える格好の史料である。さらに想像をたくましくすれば、それまで『実躬卿記』自筆本が三条西家内でも忘

れ去られた状態であったこと、この目録作成時点の修補では、それまでの現状に大きな変更を加えられなかった可能性があることから、中世段階の原構成に近い状態をある程度伝えているとも思われる。以下、史料中の表記にもとづき、本目録を「実躬卿御記目録」と呼ぶことにする。その内容については、表一にまとめたとおりである。この目録については、次章で詳しく検討することとして、ここでは先に、その後の経緯に触れておきたい。

三条西側ではこの後、断簡・表紙等を見つけ次第前田側に送ることを約束していることから(二一—一〇三才)、未修補・年次末詳の巻や断簡等は再び前田側へ送られたものと考えられる。それから七年後の正徳四(一七一四)年に綱紀は、『実躬卿記』は「稀代之好書」ではあるが、大部であり、自らが書写するのは困難なので、近習に命じて書写かたがた修補を加え返却する旨を公福に伝えている(二一—二一五才)。結局このときまで、『実躬卿記』の少なくともある部分は前田側に留められていたと思われる。以上の経緯から、元禄年間までに『実躬卿記』自筆本が三条西家に伝来したこと、綱紀による修補の過程で自筆本が往來し、その一部はある時期まで前田側に留められていたことがわかった。

第二章 『日記類目録』をめくって

前章では、近世における『実躬卿記』の修補・貸借の経緯を明らかにすることを通して、修補・検討・目録などの情報が、自筆本の伝来・原構成を考える上で有益であるという見通しを持つことができた。ところで、近世の三条西家においては、『実躬卿記』について、さらに興味深い目録が別に作成されていた。早稲田大学図書館所蔵三条西家旧蔵史料中に見える、「日記類目録」がそれである。¹¹⁾ここでは本史料の紹介を行い、次いで「実躬卿御記目録」とあわせて検討を加えて、『実躬卿記』自筆本の伝来・

原構成をさらに明らかにしてゆこう。

(一) 形状その他

料紙は檀紙で、横帳に仕立てられており、紙背を有する。紙背はもと包紙と思われ、一紙につき一人の名が記されており、すべて一連の作成にかかるものであると思われる。おそらく一括して廃棄され、再利用されたものであろう。法量は、縦一九・五センチメートル、横四二・四センチメートル。丁数は一七丁で、表紙・扉・裏表紙がつく。表紙その他に明確な標題はなく、「日記類目録」という史料名は、内容より付されたものと思われる。

次に、本史料作成の時期・主体等は、紙背の人名よりおおむね推定できる。そのうち手がかりになるのは、第五丁裏の「資時朝臣」(日野)および第一丁裏の「藤谷前宰相」(為信)である。資時は享保七(一七二二)年六月七日に参議に任じられ、また為信は享保五年(一七二〇)一月十九日に参議を辞している。本紙背はこの期間、すなわち享保六(一七二一)年ごろに作成されたことになる。¹²⁾「日記類目録」の作成も、それからさほど下らない時期であろう。そして、この時期の三条西家の当主こそ、当時従三位権中納言であり、先に綱紀と蔵書修復を通して親交を深めた公福であった。おそらく公福ないしはその周辺の人物が、綱紀の影響もあってこの目録を作成したものであろう。

(二) 内容

目録は一卷ごとに、所収年月、紙数が記され、さらに「実躬卿御記目録」と異なり、主な記事の日次および事書体の内容の要約までが記されている。『実躬卿記』の目録に次いで、「実躬卿御記非御自筆分」、「御自筆」西郊亜相殿御記」(三条公氏記)、「八条内相府殿御記」(三条公秀記)、

表一

| 年 | 月 | 現藏 | 実録御記 目録紙数 | 日記類目録紙数 | 日記類目録所収日次 | 日記類目録注記 | 備考 |
|------|-----------------|----|--------------|------------|---|-------------------------------|---------------------------------|
| 弘安6 | 1~7 | 武 | 20 | 20、外題1 | 1/30、2/3-9、3/3、4/13-29、5/5 | 此巻日次元来錯乱 | 日吉社神輿入浴別記 |
| 弘安6 | 1~4 | | | 5 | 1/6-12、2/25-26、3/26、4/5 | | 常盤井准后九十賀別記 |
| 弘安8 | 2~3 | 武 | 17 | 17、外題料紙共 | 2/29-30、3/1 | | 「実録御記目録」に「弘安八年(月未考)」とあるものに対応するか |
| 弘安8 | 4~12 | | (19) | 20、外題料紙共 | 4/22、5/9-21、6/13、7/19-23、8/11-15、16-19-27、11/21、12/23-28 | 元米日次錯乱 | 天王寺御幸別記 |
| 弘安8 | 10 | 武 | 29 | 29、外題料紙共 | 10/14~22 | | 新日吉小五月会奉行別記 |
| 弘安9 | 4~5 | 武 | 5 | 5 | | | |
| 弘安9 | 8~ [㊟] | 武 | 23 | 23、外題料紙共 | 8/13-25、9/2-3-8-9、10/6-11-13-11/□・10-11・14-15-17-19-22、12/13-18-28、 [㊟] 14-20-26 | 大虫損 | |
| 弘安10 | 2~6 | 尊 | | | | | |
| 弘安10 | 7~12 | 武 | 20 | 21、外題料紙共 | 7/2-5、8/11-20-22-27-30、10/12-17-21、11/15、12/5-8~10-17-20~22 | 此内一枚脱落(三四行許歟) | |
| 弘安11 | 1~2 | 武 | 25 | 25、外題料紙共 | 1/1-2-8-10-14-18-26、2/4-12-15-17-19-27 | | |
| 正徳1 | 3~7 | 武 | 17 | 23、外題料紙共 | 3/8-9-15-20-21、4/10-19-20-28、5/9、6/2-27、7/11 | | |
| 正徳2 | 5~8 | 尊 | | | | | |
| 正徳3 | 1~2 | 尊 | | | | | |
| 正徳3 | 2 | 尊 | | | | | 後深草法皇逆修別記 |
| 正徳3 | 3 | | | | | | |
| 正徳3 | 4~5 | 武 | 27 | 24、外題料紙共 | 3/10-27、4/1-2。(此間漏脱歟)18-22、4/24、5/9-22-27 | 此巻甚朽損、次第等不審多也 | |
| 正徳3 | 9~10 | 武 | | | | | |
| 正徳3 | 11~12 | | 13 | 13、外題料紙共 | 9/4-5-7-9、10/17 | 十一月・十二月不見 | |
| 正徳4 | 1~2 | 尊 | | | | | |
| 正徳4 | 3~5 | 武 | 19 | | | | |
| 正徳4 | 5~6 | 武 | 22 | 38 | 3/1-2-5-7-19-20-23-25、4/7-18-22、5/9-14-22~25、2/29、5/7~14、1/1-19-24-29 | 今度為合巻 | (日記類目録抹消)「五月九日」「廿六枚」 |
| 正徳4 | 9~10 | 武 | 2 | 13、外題料紙共 | 9/2-5-9-10-15-19、10/4-16 | 輿欠 | |
| 正徳4 | 11~12 | 武 | 29 | 29、外題料紙共 | 11/2-8-11-19-20-22-24~27-30、12/13~15-18-20-21-25-26-29 | 除目割書被統加之由雖被載無之漏脱歟、歟而統目等連続一卷首尾 | |
| 正徳5 | 1 | 武 | 16 | 16、外題料紙共 | 1/1-3~5-7-9-16-20 | 至廿四日 | |
| 正徳5 | 2 | 史 | | | 2/24-26-3/1-14、4/1-11-13。(此間聊欠歟)22-23、5/7-16-23 | 端甚虫損、中間少欠、輿又欠歟 | |
| 正徳5 | 3~5 | 武 | 42 | 38、此外外題切一紙 | | | |

| | | | | | | | | |
|-----|------------|-----|----|----------|---|--|--|----------------|
| 正応5 | 11 | | 23 | | | | | |
| | 11 | | 4 | 27、外題料紙共 | 11/4・7・9・11~14・16~18・20・23・25・26・28 | 此内両三枚虫損、不可読解 | | |
| 正応5 | 12 | | 13 | 15、外題料紙共 | 12/2・10・12・20・28 | 此月無御出仕 | | |
| 正応6 | 3~4 | | 32 | 31、外題料紙共 | 3/2・5・9・13・14・26・28・4/3・4・12・23・24・26 | | | |
| 永仁1 | 8 | 尊 | | | | | | |
| 永仁2 | 1~2 | 武、史 | 27 | 27、外題料紙共 | 1/1・6~8・12・14・2/2・6・7・9・11・25 | 奥三枚計、虫損、不可読解 | | |
| 永仁2 | 3~5 | 尊 | | | | | | |
| 永仁2 | 6~8 | | 27 | 25、外題共 | 6/7・11・15・17・20・24・25・7/7・11・13・8/15・16 | 虫損甚、此巻江州御所領事訴訟等之事有之、 甚朽損、不可読解、一向非連続/ 紙数等不能一一 | | |
| 永仁2 | 9 | | 25 | 1包 | | | | |
| 永仁3 | 1~2 | 武 | 23 | 23、外題料紙共 | 1/1・7・13・16・17・2/2・4・7・28・29 | | | |
| 永仁3 | ②~4 | 武 | 20 | 20 | 2/20・3/16・19・20・24・4/1・5・17 | | | |
| 永仁3 | 5 | 武 | 19 | 18、外題料紙共 | 5/9・12・21・23・26 | | | |
| 永仁3 | 8 | 武 | 30 | 30、外題料紙共 | 8/1・4~7・9~12・15~17・21~23・25・29 | 于時藏人頭 | | |
| 永仁3 | 9 | 武 | 15 | 15 | 9/3・5・9・11・13・14・20 | | | |
| 永仁3 | 11 | 武 | | | | | | |
| 永仁3 | 12 | 武 | 26 | 26、外題料紙共 | 11/1・2・22・25~27・12/4・9~11・15・16・18~20・ 28・29 | | | |
| 正安4 | 2 | | 32 | 32、外題共 | 2/1・3・6~8・11・13・16・20・23・28 | 帖 | | 写本か |
| 正安4 | 3 | 武 | | | 3/9・11・15・17・23・26・27 | 七日<丑>以後至卅日 | | |
| 正安4 | 4~6 | 武 | 28 | 28 | 4/19・21・26・5/7・6/5・11・13~16 | 廿六日<己丑>以下次/奥欠 | | |
| 正安4 | 7 | 武 | | | | | | |
| 正安4 | 8~9 | 武 | 32 | 32 | 7/5・11・21・23・27・8/2・5・9・10・16・22・26・28・5/9 | | | |
| 正安4 | 10 | 武 | 12 | 13、外題料紙共 | 10/1・10・21 | | | |
| 乾元1 | 11~12/6 | 武 | | 11、外題料紙共 | 11/1・2・12/1~6(奥欠) | | | |
| 乾元1 | 12/7~12/19 | 尊 | | | | 若別当殿、依御所勞、此月無御出仕歟 | | |
| 乾元2 | 1 | 史、武 | 17 | 20、外題料紙共 | 1/11・14~16・20・22・23・29 | 瑞蓋朽損 | | (日記類目錄抹消)「十九枚」 |
| 乾元2 | 6 | 尊 | | | | | | |
| 乾元2 | 7 | 尊 | | | | | | |
| 嘉元1 | 8 | 尊 | | | | | | |
| 嘉元1 | 11 | | 24 | 24 | 11/1・6・8・12~15・20・23 | | | |
| 嘉元2 | 1 | 尊 | | | | | | |
| 嘉元2 | 3/1~3/17 | 尊 | | | | | | |
| 嘉元2 | 3/19~4/23 | 尊 | | | | | | |
| 嘉元2 | 5~6 | 武 | 35 | 34 | 5/28・29・6/8・11~13・17・19・27 | | | (日記類目錄抹消)「卅五枚」 |
| 嘉元2 | 9/5/7~9/20 | 武 | | 10 | 9/9・11・17・20 | 自六日<乙卯>至廿日<己巳>、瑞興共欠 | | |

| | | | | | | | | | |
|--------------------|-------------------------------------|-----|----|----------------------------------|--|--|--|--|------------|
| 嘉元2 | 9/21~9/28 | 尊 | | | | | | | 9/1も尊にあり |
| 嘉元2 | 10/1~10/5 | 尊 | | | | | | | |
| 嘉元2 | 10/6~10/29 | 尊 | | | | | | | |
| 嘉元2 | 11 | 武 | | | | | | | |
| 嘉元2 | 12 | 武 | 20 | 21 | 11/1・2・17・25~27、12/1・10・12・16・17 | | | | |
| 嘉元3 | 1 | | 24 | 23 | 1/4・6・14・16・17・19・26・29 | | | | |
| 嘉元3 | 1~2 | | 31 | | | | | | |
| 嘉元3 | 2 | 武 | 22 | 22、外題料紙共 | 2/4・10・13・18・26・27・29 | | | | |
| 嘉元3 | 3 | 武 | 26 | 25 | 3/2・3・5・6・8・9・15・16・18・27 | | | | |
| 嘉元3 | 4~6 | 武 | 38 | 32、外題料紙共 | 4/1・3・8・12・18・19・21・5/3・6・7・17 | | | | |
| 嘉元3 | 7~8 | 武 | 15 | 32、外題料紙共 | 7/10・12・19・21・24・29・8/3・8・10・12・14・25・26・30 | | | | |
| 嘉元3 | 11/6~12/1 | 武 | 14 | | 11/16~18・21・23・26・28・12/1・(此間欠、自十二月一日中間至同月十七日欠)24・25・28・30、⑩/4・6・7・13・15・17・19~22・29 | | | | |
| 嘉元3 | 12/16後~⑩ | 武 | 23 | 33 | 2/3・5・11・14・20・25・28・29・3/3・10・11 | | | | |
| 嘉元4 | 2~3/11 | 武 | 27 | 27 | 3/16・18・24~26・28~30 | | | | |
| 嘉元4 | 3/12~3/30 | 武 | 29 | 30、外題共 | | | | | |
| 嘉元4 | 5 | 書 | 39 | 38 | 5/11(※)・12・25・28・26 (²) | | | | |
| 嘉元4 | 8 | 武 | | 16 | 8/15・16・21・23・27・29 | | | | |
| 嘉元4 | 9/1~9/5、 9/19 ^方 ~9/29 | 武 | 8 | 20、外題料紙共、 此外中間切々七枚、 惣計廿七枚也 | 9/1~3・5・(中間欠)25・28・29 | | | | |
| 嘉元4 | 9/6~9/16 | 尊 | | | | | | | |
| 嘉元4 | 10~11 | 武 | 11 | 24、外題共 | 10/1・7・9・12・23、11/1・2・5・25・27 | | | | |
| 徳治1 | 12 | 武 | 33 | 33 | 12/1~6・10・14・(此間欠)22~24・28 | | | | |
| 徳治2 | 2~3 | 尊 | 24 | 24、外題共 | 2/5・11・20、3/2・22・24~26・30 | | | | |
| 徳治2 | 4~5 | 武 | | | | | | | |
| 徳治2 | 7 | 武 | | | | | | | |
| 徳治2 | 8 | 武 | | | | | | | |
| 徳治2 | 9 | 武、史 | 31 | 31、外題共 | 7/24・26・8/15・9/7・12 | | | | |
| (以下、「日記類目録」所収断簡目録) | | | | | | | | | |
| 朽損<葦虫損>分 | | | 3包 | | | | | | |
| 表紙切等 | | | 1包 | | | | | | |
| | | | | | | | | | 右之分紙数等不及一二 |

| | | | | | | |
|--|-------|----|---|--|--|-----------------------|
| 〈端〉選執府一揆轉轉直書状事 | 4 | | | | | 私安10年12月22日条(マヅ) |
| 〈端〉御不御所(嘉元三年御書也) | 5 | | | | | 嘉元3年夏記カ |
| 〈端〉秀六入也、導師四人之間 | 2 | | | | | |
| 〈端〉二条前宰相(為兼、花田) | 4 | | | | | |
| 御日次切々 | 13 | | | | | |
| 〔以下、「日記類目録」所収「実躬御非御自筆分」目録〕 | | | | | | |
| 徳治 2 | 11/20 | 1巻 | 11/20 | | 右拔書也、公豊公御筆數 此一帖拜賀事等拔書也、端徳治 二年四月公秀公參議御拜賀直衣 始等事/此一帖追遙院殿御筆也 | 後宇多上皇受戒御幸別記 |
| 徳治 2 | 4 | 1帖 | 4/24、5/14 | | | |
| 正安2~4 | | 2帖 | 正安2・正安3/某/12、9/27、10/16、正安4/3・7、正 安2/6/22、正安4/□/16 | | 陣右筆部額也/此一帖追遙院殿御筆也 拔書也、公秀公貫首御拜賀事等、 端筆者不知、與追遙院殿御筆也、 拔書也、自正安元至同四年、但虫損甚、 與乾元二年京記(為兼御記)少々有之 | 〈端〉先人記正安二年 追遙院内府拔書 |
| 嘉元 3 | 11~⑩ | 1冊 | | | | |
| 正安1~4 | | 1冊 | | | | |
| 〔以下、「実躬御記目録」所収年号未考巻目録〕 | | | | | | |
| 年号未考 | 3 | 28 | | | | |
| 年号未考 | 9~12 | 17 | | | | |
| 年号未考 | 10~11 | 12 | | | | |
| 年号未考 | | 12 | | | | |
| 年号未考 | | 14 | | | | |
| 年号未考 | | 10 | | | | |
| 年号未考 | | 19 | | | | |
| 年号未考 | | 25 | | | | |
| 年号未考 | | 18 | | | | |
| 年号未考 | | 23 | | | | |
| 年号未考 | | 22 | | | | |
| 年号未考 | | 2 | | | | |
| 表紙 | | 15 | | | | 〔外表紙之切四枚〕 |
| (凡例) | | | | | | |
| ・武=武田科学振興財団杏雨書屋、尊=前田育徳会尊経閣文庫、史=東京大学史料編纂所、書=宮内庁書陵部、⑩⑪…は閏月、〈〉は割書。 | | | | | | |
| ・空欄は現在しないもの、記載のないことを示す。 | | | | | | |
| ・二種の目録及び現状との間で巻の編成が異なる場合がある。例えば、正応3年3~5月記は、二種の目録では1巻とされているが、各々紙数が異なり、現状の同年3月記は所在不明で、4月5月記を1巻として武が所蔵する。 | | | | | | |
| ・「外題」は標紙を示す。ここでは史料上の表記に従った。 | | | | | | |
| ・「日記類目録」の注記のうち、行論上必要ないものは省略した。 | | | | | | |

「〔非御自筆〕槐御抄」(正親町三条公豊による『公秀公記』の部類記)、「後八条殿御記〔御自筆〕」(『後愚昧記』¹³⁾)の目録が続く。正親町三条家祖である三条公氏の日記をはじめ、いずれも三条家歴代の記録類であり、本史料が作成段階における三条西家伝来の家記の実態の掌握を目的としていたことが伺える。ここではとりあえず、本史料の大半を占める『実躬卿記』の目録部分に注目する。

最初に、目録の内容は表一にまとめた通りである。表一において、先に紹介しておいた「実躬卿御記目録」の内容を対照し、さらに現在の所蔵関係を見てゆくと、興味深いことがわかる。第一に、次の各巻は「実躬卿御記目録」に見えないが、「日記類目録」に見える。

弘安六年正し四月別記

正安四年三月記

乾元元年十一月二月記

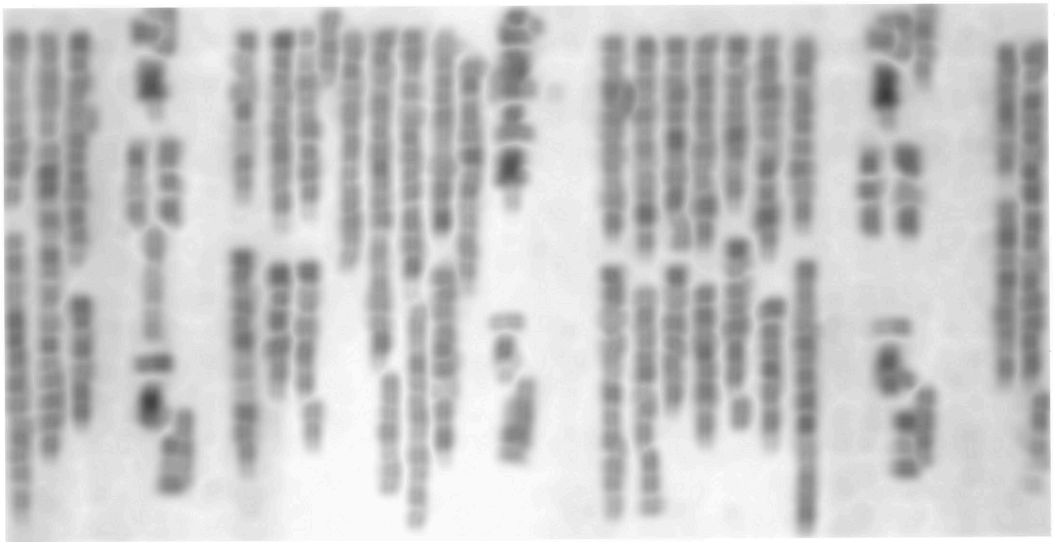
嘉元二年九月記

嘉元四年八月記

これは、「実躬卿御記目録」作成後、「日記類目録」の成立時点までに、「実躬卿記」自筆本の修補や整理がさらに進み、「実躬卿御記目録」に「年月未考」などとされていたものの一部が加えられたからであると考えられる。紙数の食い違いが両目録に間々見られることから、この間の修補・整理の進展状況が推察される。

次に注目されるのは、両目録とも現存自筆本のすべてを網羅していない点である。すなわち、表一を見れば明らかのように、「日記類目録」所収の各巻は、ほぼ杏雨書屋所蔵自筆本に対応しており、かつ尊経閣文庫所蔵自筆本をまったく網羅していない(「実躬卿御記目録」も概ねこの傾向を共有する)。

ここで、第一章で明らかにした経緯が生きてくる。「実躬卿御記目録」



「日記類目録」(早稲田大学図書館所蔵、部分)

は宝永四(一七〇七)年の修補が一段落したことを受け、返却が行われた際に副えられた目録であった。しかし、その段階では未修補・未整理の巻も多く、本目録の末尾に見える年号・年月未考の巻は実に一二本に及んでいた。さらに、この後すぐに、未修補・未整理の巻や断簡等が再び前田側に託されたものの、正徳四(一七一四)年段階で未だ修補中で書写も行われていなかったことも既述の通りである。以上の諸点を総合すると、現在の尊経閣文庫所蔵自筆本は、宝永年間ごろ、三条西家より託された未修補・未整理本を中心とする巻が、そのまま引き継がれたものであると考えられる。たとえば表一を見ると、嘉元三年一一〜閏二月記は、「日記類目録」においては二月一日条〜一七日条が欠けているとされているが、ほぼその欠損に当たる部分が、現在尊経閣文庫所蔵自筆本中に見出される。嘉元四年九月記についても同様である。

それと同時に、享保六・七年ごろ以降公福周辺で作成された「日記類目録」は、当時前田家から三条西家に、返却・保管されていた分の「実躬卿記」自筆本その他の目録であるということになる。

ちなみに、「実躬卿記」自筆本が、いつごろから三条西家に伝来したかについてははっきりしない。ただし、「日記類目録」に見える「御受戒御事(徳治二年十一月二十日)」(後宇多法皇の東大寺受戒の抜書)には、「公豊公御筆歎」との注記が見え、また「実躬卿記」とはば伝来の経路を同じくすると考えられる「公秀公記」の部類記Ⅱ「槐御抄」もまた、正親町三条公豊の作成にかかるとする。一方、三条西実隆が作成した、「実躬卿記」の正安年間の抜書である「逍遙院内府抜書」や、同じく「実躬卿記」から除目関係の記事を部類した「除目部類」などが残されており、また「実隆公記」には、実隆が「実躬卿記」を閲覧・目録作成・貸借した記事が散見される。以上のことから、公豊以降、実隆に至るまでの時期に、「実躬卿記」(および「公秀公記」)が、正親町三条家から三条西家へ移動した可能

性が考えられる。

(三) 現存自筆本との異同

「日記類目録」は既述のように、ほぼ現在の杏雨書屋所蔵自筆本に対応するが、相違点も見られる。本節ではこの点を検討しておきたい。

まず、現存自筆本全体との関係から考えてみると、「日記類目録」作成の段階では自筆本が存したと思われるが、現在は自筆本・写本ともに残されていない巻が見える。以下に、順次検討を加える。

正応三年三月記

現在、正応三年四月五月記が一卷として杏雨書屋所蔵自筆本中にあるが、三月記はみあたらない。ところが、もと本巻は三月記から始まっているようであり、後に朽損によって脱落してしまったと思われることなどが、「日記類目録」によって分かる。この部分については、現在写本も残されていない。以下に、「日記類目録」の当該部分を示す。

(2) 正應三年

一卷、外題料紙共二十四枚、

此卷甚朽損、次第等不審有之、

(伏見天皇)

三月十日、悪黨入内裏事、依御所流血俄行幸事、

廿七日、小舎人爲告使来申昇殿事、以吉日可昇殿、其時可被仰由被答事、

四月一日、小五月會競馬申沙汰之事被進請文事、去月廿九日被仰出、

二日、参院、五月會間事被申沙汰事、

此間脱漏歟、

十八日、新吉日御馬馳事、廿二日行幸事、供奉、

○以下、四月二四日条、五月九・二二・二七各日条の目録があるが、写本等により記事が現存することにより省略する。

このように、内容についての具体的な目録をとっていることから、「日記類目録」作成段階まで、この部分の自筆本が三条西家に存在したことは間違いない。その後、諸写本が作成されるまでの間に、この部分の自筆本

の所在は不明となったと思われる。

なお、上記の翻刻部分より、元来この巻には、浅原為頼らが伏見天皇暗殺のため内裏に乱入した事件に関する記事があったことが知られる。この事件は、持明院・大覚寺兩統の対立からんで政治的にも重要な事件であったが、『実躬卿記』の当該部分が逸失してしまったのは惜しまれる。ただし、一方で『続史愚抄』などには、浅原為頼事件ではないが、上記逸失部分を典拠とする条も見られる。従って、断簡あるいは逸文等の形で未だにこの部分が存在する可能性もあり、さらに調査が必要である。

正応五年一月記

前述の正応三年三月記とは違い、目録中に、三枚ほど虫損のひどい張があったが見えるものの、目録の取り方から、この段階では全体としてそれほど大破していなかったと思われる。以下に示すこの部分の目録が、現在のところ唯一その内容の概略を示している。

(4) 金應五 同年十二月、
一巻、外題料紙共、廿七枚

此内兩三枚甚虫損、不可讀解、

十一月五日、可除前大宮院御服。事、同日任太臣節會事、

同内府拜賀大饗等事、七日、除舊院御服事、

九日、故院御月忌始事、十一日、舊院御骨奉納、爲七今日穢事、

十二日、御方違行幸事、伏見天皇非供奉、十三日、前大將如留職大將雜色長

稱警蹕事、

十四日、准大臣定實公、右府・頭左大弁等拜賀事、十六日、土御門一品拜賀事、

十七日、雖除服、宣下以後、於本宮者尚著黒染事、

十八日、除目以後著黒染間事、廿日、内府直衣始事、

同令見訪給、依沓役事相論事、歸給廿三日頭右大弁宿後朝事、

廿五日、關白宇治入前駈扈從事、

廿六日、貢馬參、依北面等不參、殿上人引之、不可然歎之事、

廿八日、賀茂臨時祭事、除服之間義書狀等與ニ被續加、

内府確執訴訟之間事、大略日々被記之、

内容的には、この年九月九日崩御した大宮院の服喪関係記事と、三条実重の訴訟関係記事が中心である。三条実重の訴訟関係記事については、続く一二月記目録にも見える。

正応五年一二月記

まず、目録を以下に示す。

(4) 金應五 同年十二月、
一巻、外題料紙共、十五枚

此月無御出仕、

十二月二日、藤原實重依内府訴訟、被止出仕事、

雖爲末流、不爲父子之約者不致禮、先例代々先例事、

十日、藤原家平中納言中將拜賀事、

十二日、伏見天皇彼確執間事被考家記事、家記少々抜書有之、

廿日、實業公、藤原御方違行幸事、廿八日、太相國上表事、

ここには、一月記に続いて実重と実躬との確執のことが見えている。

この件については、正応六年三月四月記(大日本古記録『實躬卿記』第二卷所収)に、この事件の解決に関する記事があり、永仁二年四月記紙背(大日本古記録『實躬卿記』第三卷所収)にも関連すると思われる文書が残されているが、両者の確執に至る経緯は不明であった。しかし、本目録

によって、相論のきっかけや出仕を止められた日付、実重から「父子之約」を成さずに礼を致すことを強要されそうになったことなどが分かる。

以上のことから、このころ実躬の一流が嫡流に対して従属的な立場を強いられていたことが伺われ、鎌倉時代後期の貴族の家の分立の在り方を考える上でも興味深い。

永仁二年六八月記

この巻もまた、虫損がひどかったことが本目録に見える。七月・八月の目録は特に簡略で、もともと記事が少なかつた可能性もあるが、損傷がひどかつたため目録をとることができなかったことも考えられる。以下に当該部分を示す。

(5) 同年八月、
外題共、
一卷 廿五枚、

外題共、
一卷 廿五枚、

- 六月七日、無量光院八講行向、被用八葉車不可然事、
- 同依公卿不足、行香御作法等事、十一日、月次祭上卿已下事、
(伏見天皇)
- 行幸内侍所事、御裾取之事藏人頭尚加斟酌條口傳事、
- 十五日、御書所作文事、十七日、御方違行幸事、
- 廿日、還御、依雨兼供雨皮、劍・璽役人、召次將令撤間事、
- 廿四日、去夜辰丸於院御前加首服事、即被仰上北面、
(龜山法皇)
- 廿五日、春宮御書始條々事、委、
(藤原親王)
- 七月七日、法勝寺御八講御幸事、十一日、御方違行幸供奉事、
- 劍・璽役往反之間、踏庭道上、空手之時不踏之事、
(藤原)
- 俊光朝臣取關白裾事、十三日、東大寺八幡神輿奉振於禁門事、
(藤原)
- 八月十五日、放生會上卿以下事、十六日、駒牽上卿以下并例相論事、
(藤原爲方)

此卷江州御所領事訴訟等之事有之、

六月二五日条の東宮御書始の次第については、『後深草天皇日記』などにも残されているが、この巻にも詳しい記事があったことが知られる。また、「江州御所領事訴訟等之事」とは、実躬の家領をめぐる室町院との相論のことを指す。この事件については、永仁二年三月ごろより本文に関連記事が見える。

嘉元三年三月記

この巻の前後は、いまだ大日本古記録『實躬卿記』の翻刻が及んでいな

いが、とりあえず本目録に見える当該部分のみ示しておく。
(9) 同年三月、
外題共、
一卷 廿五枚、

八日以後前中納言、

三月二日、明日御灌頂勅使間事、三日法皇御入壇灌頂事、
龜山院

法皇御灌頂度々例、五日、行幸仙洞事、

六日、於仙洞群書治要御談義事、八日、被行除日事、

九日、中納言辭退、公秀公夕郎不許、御歎息事、
(藤原)

十五日、新宰相實任朝臣一向可蒙諷諫由被申入事、

十六日、實任朝臣車文事、十八日、除日事、

廿七日、實任朝臣拜賀事、

実躬の中納言辭退の背景について、男公秀を藏人頭に申任するためであったが、結局聞き入れられず落胆したことが記されている点などが注目される。

以上が、現在自筆本の所在が不明で、いずれの写本にも記事が残されていない巻であるが、このほかに本目録によって、永仁二年九月記も同様の性格を持つものとしてあげることができる。ただし本目録のこの巻の部分を見ると、
(5) 同年九月、
紙數等不能一一、
一包

甚朽損、不可讀解、一向非連續、

とみえ、破損がひどすぎて、紙數・目録等を記録していない。
(17)

ところで、このように破損がひどく、断簡等のかたちとなっていた自筆本は、修補・検討が進んだ「日記類目録」成立段階でも残されており、目録末尾に「此外」として一括して記録されている(13ウ)。それによれば、本目録作成時点で、「朽損(甚虫損)分」が三包、「表紙切等」が一包、そして一部目録をとった二八紙分一結が伝来していたという。これらのうち六紙分一結の目録は、一部の断簡の書き出しをそのまま写し取ったもので

ある。以下にこれを示す。

- ① 端、雖執柄一族、職事獻直書狀事、四枚
- ② 端、御不豫御祈、嘉元三年消息等也、五枚
- ③ 端、秀六人也、導師四人之間、二枚
- ④ 端、二條前宰相(藤原)花田、四枚

まず②は、神宮文庫所蔵三条家旧蔵本(以下「三条本」)の『実躬卿記』写本中(第一八冊)に見える。その第二丁に「御不豫御祈」とはじまる龜山法皇不豫御祈散狀が②にあたるであろう。写本の注記から、この時点で、②は正応三年九月一〇月記の表側に、内容的に関連する他の三通の文書とともに貼り継がれていた。もっとも、内容的には計四通の文書はずべて嘉元三(一三〇五)年夏の出来事に関わるもので、本来別の巻に貼り継がれるべきである。いずれにしても、「日記類目録」成立時点で②は断簡だったのであり、正応三年九月一〇月記巻末に貼り継がれたのはそれほど古い時期のことではない。三条本に写し取られたのは、「日記類目録」成立以降続けられた修補の結果だったのである。

①は、三条本第二五冊(弘安一〇年一二月記)に写された、『三長記』の抄出の冒頭(大日本古記録『實躬卿記』第一卷一七九頁以下)に一致するが、②同様、「日記類目録」成立の時期には断簡であった。更に、大日本古記録の傍注にも見えるように、三条本は上述の『三長記』抄出に続けて、嘉元四年九月記を写すなど、その祖本である自筆本のその後の修補に不自然な点があったことが伺える。従って、①についても本来的に弘安一〇年一二月記に挿入すべきかどうか、再検討を要する。

その他、③、④については、いまのところ年次比定等はできていない。④について、藤原為雄は正安二(一三〇〇)年に参議に任じられ、その年の内に辞しているの、それ以降の記事であることがわかる程度である。

以上、朽損が甚だしいと「日記類目録」に見える自筆本について考えた。それらの多くは、残念ながら諸本にも写されないままに散逸してしまつた可能性があるが、一方で「日記類目録」作成以後に、自筆本に貼り継がれたり、書写されたりしたものもある。また一方で、永仁二年九月記のように、「日記類目録」作成時点で存在したにもかかわらず、大破のため目録がとられなかったものもある。従って、本目録に見えなくとも、いまだに自筆本が存在する可能性も否定できない。実際、後述するように、東京大学史料編纂所蔵自筆本の内にも、朽損がひどかつたため本目録に記されなかったと思われる部分が含まれている。「日記類目録」の情報をたよりに、失われた自筆本の復元ないし所在不明の自筆本の探索等をさらに行う必要がある。

次に、「日記類目録」に採られており、写本によって日記の本文も知ることができが、自筆本は現在所在不明になっているものもある。以下の巻がこれに当たる。

正応六年三月四月記

正安四年二月記

嘉元元年十一月記

嘉元三年正月記

徳治二年二月三月記

これらについては、近世後期から近代のある時期に、三条西家から流出したと思われる。その経緯は不明といわざるを得ない。

最後に、自筆本の巻の構成についても触れておきたい。「日記類目録」作成時点と、その後から現在に至るまでの間に、修補その他便宜上、ある巻を切り離して複数巻に仕立てたり、逆に複数巻を一巻に仕立てることが考えられる。この点で、「日記類目録」に見える以下の各巻は興味深い。

①正応四年三〜六月記

② 乾元元年七月九月記

③ 嘉元二年十一月二月記

まず①は、表一から明らかのように、「実躬卿御記目録」の段階では二巻であったが、「日記類目録」の段階で「今度為合巻」と見え、それまで複数巻であったものを一巻に仕立てたことが知られる。一方写本では、三月～五月九日条前半までしか写していないもの(三条本第六冊)、五月九日条後半から始まり六月までを写しているもの(宮内庁書陵部所蔵鷹司家旧蔵本、以下「鷹司本」)があり、これらの写本がいずれも「日記類目録」以後の作成とすると、①は再び二巻に仕立てられていたことになる(現状も複数巻)。また③は、「日記類目録」の段階まで一巻であったが、諸本は一月・二月両方を写しているものと、一月記のみを写している場合があり、現在は二巻に分かれている。今後、諸本の成立時期と関係づけてこの点を検討することにより、いつの時点で二巻になったか明らかにすることができよう。最後に、②は現在、乾元元年七月記と同年八月九月記がそれぞれ一巻となっているが、尊経閣文庫所蔵自筆本断簡中には、「乾元く」正安四年雜記(□七八九月)于時参議」と記された原標紙があり、やはりもとは一巻だったことが分かる。

第三章 東京大学史料編纂所蔵『実躬卿記』

前章では、「日記類目録」の史料紹介を通して、近世中期の原状にまで溯りつつ、自筆本をめぐる諸問題について考えてみた。本章ではその成果を踏まえて、一九九五年度に史料編纂所が購入した自筆本および自筆本断簡の紹介をおこなう。

本史料は、一九九五年度、東京古典会主催、古典籍下見展観大入礼会に、「正親町三条家古記録断片」として出陳された¹⁹⁾。そのため、伝来等は一切不明であるが、後述のように、他の自筆本の大半と同様、ある時期ま

で三条西家に伝来したものと考えられる。

受入時には、すべて一紙ごとになっていたが、検討の結果、表一の如く七群にわけて修補を施した。以下に考察を加えてゆく。²⁰⁾

① 正応五年二月記

史料編纂所所蔵自筆本の中で、もっとも大きなまとまりである。当該部分については、鷹司本を底本として、大日本古記録『実躬卿記』第二巻に

表二

| 史料名 | 丁(紙)数 | 法量(縦×横cm) | 紙背文書 |
|--------------|-----------|-----------|------------------------------------|
| 正応五年二月記 | 1 | 30.0×44.3 | 後深草法皇院宣 (正応5年11月) |
| | 2 | 30.2×50.7 | 某書状断簡 |
| | 3 | 30.2×51.4 | 西園寺実兼カ書状 (某月7日) |
| | 4 | 30.2×51.0 | 最勝講参仕僧交名 (正応4年5月23日頃) |
| | 5 | 30.3×51.0 | 御深草法皇法勝寺 修正会御幸散状 (正応4年1月8日頃) |
| | 6 | 30.1×50.8 | 某書状断簡 (11月22日) |
| | 7 | 30.0×9.9 | 某書状断簡 (正応4年)11月22日 |
| 永仁二年二月二十九日断簡 | 1 | 26.9×40.7 | 某書状断簡 |
| 乾元二年一月八日断簡 | 2 | 27.6×41.2 | 某書状断簡 |
| | 1 | 13.1×5.1 | 某申状断簡 |
| 2 | 18.0×42.2 | | |
| 徳治二年九月記断簡 | 1 | 31.0×53.0 | なし |
| | 2 | 33.6×53.1 | |
| 年月日未詳断簡 | 1 | 32.2×13.8 | 某書状断簡 |
| 正応五年記標紙 | 1 | 29.9×18.7 | なし |
| 付属史料断簡 | 1 | 26.4×11.7 | なし |

御幸後被始御儀法、祐宗法印・忠源法印・憲基已講、一時了、祐宗續御

經、一時退^還。此後入御^之所、帥卿一人祇候御前、供御膳云々、御共人々

回^還。經守^之示之、即^於中御門中納言爲方、

^(4張)行意・忠行・藤顯・經守等在此所、抑宗親卿參會之間、同在此所、「即還

御、此間小雨下、予即退出了、今日終回」有勝負事、予・權羽林等、爲負

走舞、宗實・勝也、退出之後即始之、件勝負、法輪^寺・講託宣、有注付物、

守此式目也、小重寶^{可爲}・白麻^禮・壇紙等之由載之、仍如此、亥刻許雪下、埋

地五寸、

十七日、晴、後嵯峨院御忌日也、前々毎年被行^然而^御事等被行之、

以下、^御團^御供養許云々、御^團忠源法印、題名僧五口、^御團正

重、冷泉前中納言經類、土御門三位中將、親定、各直衣、但相國烏帽子

直衣、御布施取、中將、有通朝臣・宗經、親氏、少將業顯朝臣云

々、奉行左京大夫重經朝臣、今日 法皇自有栖川殿臨幸龜山殿、爲雄・實

仲・永經・經守等朝臣參御共云々、

十八日、晴、早旦參内、無殊事、

廿一日、晴、今曉五壇法結願、々々之儀無之、如御布施内々被送遣^{行間補書}

阿闍梨、行昭僧正・圓顯僧正・深助僧正・宗譽法務・實承法印等也、

廿二日、雨下、今日後鳥羽院御忌日也、御八講同前不被行之、御經供養許

兼信・房勝・源爲・承明・俊海等也、公卿仲兼朝臣、新宰相、御布施取、親

平朝臣・重經朝臣・業顯朝臣・信忠、奉行右衛門佐惟輔、事始之間、

入夜^候、^參勤也、^膳大夫邦高朝臣^候、今夜先參仙洞、御室御參、可候脂燭之由、内々以女房被仰下之間、祇

候、殿上人兩三祇候、

廿三日、早旦參内、御肩晝後退出、

廿四日、天陰、未後雨下、今夕爲御方違 行幸持明院殿、^{室町院}頭春宮亮

兼仲朝臣奉行、下官雖被相催、申障不參、權羽林供奉、仍今日奉臨、^雨

皮以下事爲尋申也、劍・璽事以下^園有御諷諫、^參

團藏堂、^出御云々、中院大納言通雄・中宮權大夫通重・中

院三位中將俊通・源三位顯綱・仲兼朝臣、平宰相、次將、左、實仲、少將、

業顯・隆教等朝臣、光輔、右、中將、長嗣、少將、賴成等朝臣、顯雄・俊

親、右兵衛權佐爲守、職事、兼仲朝臣・仲親云々、深雨之間、兼供御兩

皮、左將不渡南階以前、仰御輿長供之云々、此儀於所存者不可然、其故者左

次將御^團長以下可^相共可下知者^歟、如此

歟、尚非所存、實團・長嗣等朝臣於中門下見知御座、依雨儀也、中院三位

中將取團・璽入御輿、不撤御雨皮乘御云々、俊通卿乘御以前欲取璽、是失

也、右衛門陣出御、二條西行、東洞院北行、一條西行、室町北行、至持明

院殿、次將相替先被申事由入御、次團相替寄御輿於南階、被申事由之時、

大略自中門下御、又自南階下御之時、不被申事由、^也、今度儀團儀不

審、委可尋注之、雨儀之^團公卿列立中門下、御之後、左上首實仲朝臣問

名謁云々、抑出御并入御之時、次將不居、依深泥也云々、

廿五日、朝間雨下、今日御逗留也、明曉可有還御云々、

今日 法皇并 新院爲御方違 御幸禪林寺殿、仍柄燭之程、參白川殿、吉

田前中納言經長、儲供御、兩御所出御、黃門・萬里小路三位師重、祇候御

前、予今夜祇候、

廿六日、晴、卯刻許 還御云々、公卿、中宮權大夫・平宰相仲兼朝臣・中

院三位中卿等參、出御之時、俊通卿役^團、璽、本宮著御之時、彼卿不祇

候、仍實仲朝臣勤之云々、抑入御之後、公卿二人候列、實任朝臣問名謁云

々、此條又以非所存、三人以上問之、二人以下不問之之由、所存也、然

(4ウ) (内裏カ) 最勝講僧名 自五月廿三日始之、

義者 聖 僧正 忠 僧正 顯覺
 座講師忠源 問者訓實
 讀師兼團 唄重壽
 散花承明
 行香・呪願聖忠 三禮實聰
 座講師信顯 問者承明
 讀師訓實 唄兼尊
 散花顯昭
 御後官人 源清經
 藤原光景
 顯家 (藤原) 顯原 (藤原) 房 (定九) 國邦敦
 行雄 (推秀)

○本文書は、もと折紙。正応四年一月八日の
後深草法皇法勝寺御幸の際の散状であろう。

散花玄智 問者玄智
 座講師清憲 問者實玄
 讀師實玄 唄宗寬
 散花覺守 唄宗寬
 座講師兼信 問者重壽
 讀師宗寬 唄實玄
 散花源昭 問者實玄
 座講實超 唄訓實
 讀師承明 唄訓實
 散花顯昭 問者實玄
 散花顯昭 唄訓實
 第四日
 朝座講良憲 問者覺守
 讀顯昭 唄兼尊
 散花玄智 問者宗寬
 夕座講實昭 問者重壽
 讀玄智 唄重壽
 散花源昭 唄重壽
 結願
 朝座講朝圓 問顯昭
 讀源昭 唄實玄
 散花覺守 問源昭
 夕座講實聰 唄源昭
 讀覺守 唄源昭
 散花承明 唄源昭
 行香・呪願聖忠 三禮實聰

○本文書は、もと折紙。正応四年五月二十三日より同二十七日まで行われた内裏最勝講参仕僧交名である。同年月日に関連記事が見える。

(3ウ) 明後日九日、西園寺八講結願、御結縁候乎之状如件、
十月十日

(藤原實朝)
三条中将殿



○参考、西園寺実兼花押(花押かがみ)二八四二一四



(2ウ) 遙久不申承候之間、連々可令申之由存候處、先々令申候病更醫(無カ)其外、腹痛病癆所勞計會、大略於今者、經日數候者存命不定候、或時前後不覺、令平臥。日數、或時者敷扶候て、罷行候てハ、又

昨日令増

病更(病カ)敷(敷カ)扶(扶カ)候(候カ)てハ、又

(1ウ) 来廿四日(正應五年十一月)爲御可(御カ)南東(南カ)寺西室、著淨衣可令供奉給者、依御気色執啓如件、

少(弁)爲行(藤原)

謹上 三條中将殿

② 永仁二年二月二十九日断簡

この部分については、本断簡を底本として、大日本古記録『實躬卿記』第三卷に翻刻し、口絵図版としても収録したので、本文および紙背文書についてはそちらを参照されたい。内容は、嫡子内親王の親王宣下に関する記事が中心であり、紙背は某書状断簡一通である。表一から、「実躬卿御記目録」の段階から現在に至るまで、永仁二年二月記は一卷であったようである。しかし、「日記類目録」には「奥三枚計甚虫損、不可読解」

と注記されており、そのうち二紙が本断簡に当たると考えられる。巻末の欠損が激しく、脱落した結果、①同様伝来を異にしたものであろう。

③ 乾元二年一月八日断簡

本断簡は欠損が著しく、上部三分の二ほどが失われている。記事も判然とせず、内容から年月日を特定するのは難しい。しかし、東京大学史料編纂所蔵徳大寺家旧蔵史料中の『実躬卿記』(以下「徳大寺本」) 乾元元年・嘉元元年記(第六冊)をみると、乾元二年一月八日条冒頭と記事が一致することから、同日の断簡であると分かる。徳大寺本にも、同様の欠損の体裁を写しとっており、同本書写の段階ですでに欠損が著しく、その後脱落したため伝来を異にしたと考えられる。

なお、本文および紙背文書については、順次大日本古記録にて翻刻の予定であるので、ここでは便宜割愛する(以下、④⑤も同様)。

④ 徳治二年九月記断簡

本断簡は二紙からなり、もと折紙であった。本断簡も上下に欠損が著しい。内容は、講問論義に参仕した僧の交名である。これも内容からはにわかには年代を特定し難いが、三条本徳治二年七月九月記(第三四冊)のうち、九月二十九日条の末尾に約八行分の空白を挟んで本断簡の写と思われる文書が見える。三条本作成の段階では、徳治二年九月記の末尾に貼り継がれていたであろう。

本断簡と徳治二年九月記は内容的にも関連している。本文九月二一日条には、伏見上皇勅願として始められた春日社三十講に上卿として下向し、男公秀を代役として勤めさせたことが見えているが、一方三条本の本断簡写の冒頭には、「南都新三十講僧名」と書かれている。本断簡では当該部分に欠損のため失われているが、おそらく同様に書かれていたものである。内容的にも、このときの春日社三十講と一致する。

⑤ 年月日未詳断簡

本断簡は、前後が大きく欠損している。現存写本中にも本断簡に一致する記事が見当たらない。内容は、近日北山行幸の準備のため、藤原隆政に、同隆行(隆政父)の「建長天王寺御幸記」(建長五年三月一三日、後嵯峨上皇・大宮院の四天王寺御幸に関するものであろう)を求めたことなどであるが、年月日を特定する手がかりはない。「日記類目録」にもそれらしい記事は見えず、今後さらに検討してゆかねばならない。

⑥ 正応五年記標紙見返

本断簡には、次のように記されている。

大将左家教、右公衡 昇進事実重公被召大将事 在之、

前後が大きく欠損しており、外題等は見あたらないものの、体裁や記述内容からも標紙で、見返に付された目録部分が現在まで残ったものであろう。

ところで、花山院家教・西園寺公衡が同時に大将に昇進し、三条実重が大将の官を召し上げられたのは、正応五(二二九二)年五月一五日のことであり、『実躬卿記』にもこの事件についての記述がある²²⁾。本断簡もそのころの巻に付された標紙であると分かる。「日記類目録」を見ると、正応五年二(五月)記で一卷とされており、このうち二月記が先述の史料編纂所蔵自筆本①にあたる。従って本断簡は、もと正応五年二(五月)記の表紙であったと考えられる。その後、二月記とともに本体より脱落したものである。ちなみに、「日記類目録」には、正応五年二(五月)記に「此外外題切一紙」と注記しており、本断簡がこれにあたるであろう。

⑦ 付属史料断簡

本断簡は、性格がまったく不明で、『実躬卿記』自筆本の一部であるかどうかも定かではない。一紙の大半が欠損しており、左端に「六月十二日より習覚申候」、おなじ行の上に逆さから「正カトウ切」と記されている。反故などを利用した後世の包紙などの切端かとも考えられる。

まとめ

本稿では、「実躬卿御記目録」「日記類目録」の紹介・考察を手がかりに、『実躬卿記』の自筆本について、いくつかの基本となる点を確認し、あわせて史料編纂所蔵自筆本を紹介してきた。その結果から、最後に史料編纂所蔵自筆本の伝来を考えると、①⑤、②、③、④は、「日記類目録」作成の段階では、いずれもある巻の一部分を構成しており、三条西家に伝来していたことが分かる。「日記類目録」は、これらの巻について概ね破損状態のひどさを記しており、このことよって、三条西家から流出するときに伝来を異にしたのであろう。しかし前述のように、「日記類目録」はさらに多くの断簡の存在を指摘しており、史料編纂所蔵自筆本と同様、流出の際に伝来を異にした断簡群が、なおいくつか存在した可能性は大きい。原本の正確な復元のためには、これらの断簡類についてもさらに調査を進めて行かねばならない。

また、本稿における自筆本の検討により、現在も自筆本が存在する部分も含め、諸写本の検討が不可欠であることが明らかとなった。この点についても、今後さらに積極的な調査・研究を進めてゆく必要がある。

最後に、本稿は最近の古記録学の動向と、自筆本研究の進展を踏まえ、その一前提となるよう考察を進めたつもりであるが、また同時に、それらの諸研究を踏まえた大日本古記録編纂を目指しての中間報告でもある。大方のご叱正をお願いするとともに、自筆本・諸写本についてのさらなる情報提供にご協力いただければ幸いである。

[注]

(1) その全体を知る際には、『国史辞典』『実躬卿記』(富山房、一九四三年、荻野三七彦氏執筆)所収の目録を利用することができる。また、今江広道「実躬

卿記「嘉元四年五月巻」『書陵部紀要』二九、一九七七年も参照。

(2) 五味文彦編『日記に中世を読む』吉川弘文館、一九九八年。

(3) 山本信吉「藤原定家の筆跡について」『明月記』自筆本を中心に―『国華』一二三九、一九九九年。尾上陽介「『明月記』治承四五年記について」『明月記研究』四、一九九九年。

(4) このほかに、早稲田大学図書館所蔵荻野三七彦旧蔵資料のなかにも『実躬卿記』自筆本断簡がある。早稲田大学図書館編『荻野三七彦旧蔵資料目録』同図書館、一九九八年。「古記録断簡「正応年間」一枚。架蔵番号、A七。

(5) 今江前掲論文。また、「宮内庁書陵部所蔵『実躬卿記嘉元四年五月巻』紙背文書」『古文書研究』二二、一九七八年。

(6) ただし『実躬卿記』に限らず、中世においては、一般に閑院流の記録は他家に流布しなかったと考えられる。松園齊「日記の家」吉川弘文館、一九九七年、五〇頁参照。

(7) 本史料については、石川県立美術館編『前田綱紀展』同美術館、一九八八年、一一・二二頁に図版・解説がある。

(8) 近藤磐雄「加賀松雲公」羽野知顕発行、一九〇九年、中巻第一篇章第八章第二節第四項。

(9) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳、請求番号、六二〇二／五五一六。同書に「三条家蔵書古本名記国史等之儀付往復親簡写」があるが、ここに見える『実躬卿記』関係の書簡写はいずれも「三条西蔵書再興始末記」にも収められていない。

(10) 以下の記述は、すべて「三条西蔵書再興始末記」による。当該記事のみえる巻号および丁数のみを示す。例、第一巻第九丁表―一九才（裏はウ）。

(11) 請求番号、特別―へ二―四八六七―七四。

(12) なお、資時は任参議の時点で正四位上であり、翌享保八（一七二三）年正月二三日の叙従三位まで「朝臣」と称された可能性がなくてはならない。

(13) この部分の本文は、大日本古記録『後愚昧記』二、応安四年三月二三日条。

ただし、「日記類目録」に「御自筆」とみえるものの、底本には写本を用いており、この部分の自筆本は現在のところ知られていないようである。どちらにしても本稿の論旨には影響がない。

(14) 実隆の自筆本が宮内庁書陵部に所蔵される。架蔵番号四二五／二八二。

(15) 龍肅『鎌倉時代』下、春秋社、一九五七年、二四一頁。

(16) 『統史愚抄』正応三年四月一八日条の「新日吉御馬馳」は、『実躬卿記』を典拠とする。

(17) しかし、先行する「実躬卿御記目録」には二五紙とされており、それほど破損が進んでおらず、一巻の態をなしていたと思われる点が、疑問として残る。

(18) 本座宣言（嘉元三年五月六日）、丹波行長書状（嘉元三年）四月二九日、西園寺公衡書状（嘉元三年）四月二九日。

(19) 『古典籍下見展覧大人礼会目録』東京古典会、一九九五年、八頁。同目録によれば、出陳の時点で同史料群はすでに『実躬卿記』に比定されている。

(20) 請求番号、S〇六七三―一七。

(21) 請求番号、徳大寺／三／八／一〇―一六。

(22) 『公卿補任』、『実躬卿記』正応五年五月一六日条。